

## 料金改定の経過について

### 1 条例制定

No.	時期	内容
1	昭和44年6月	・柏市運動場条例制定（使用料設定） 一般 150円 生徒 50円
2	昭和44年6月	・柏市民プール条例制定（使用料設定） 一般 40円 生徒 20円／2時間
3	昭和44年6月	・柏市民体育館条例制定（使用料設定） 個人使用料金 一般 100円 生徒 50円

### 2 料金改定

No.	時期	内容
1	昭和58年4月	・東、西プール使用料 <b>150%値上げ</b> ・北部市民プール追加 一般 200円 生徒100円／3時間
2	昭和60年4月	・庭球場使用料値上げ <b>一般 33% 生徒 100%</b>
3	平成4年4月	・消費税3%導入
4	平成5年4月	・体育館の使用時間区分変更に伴う料金改定
5	平成7年4月	・全施設使用料 概ね <b>50%値上げ</b> ただし、庭球場、プール及び体育館の生徒料金は据置 ・消費税5%適用
6	平成10年4月	・全施設使用料 概ね <b>25%値上げ</b> ただし、野球場及び庭球場の照明料金は据置
7	平成19年4月	・利用料金改定率 旧柏地区約27.3%，旧沼南地区約10.1%，合計で約 <b>21.3%</b> ・主な内容 旧柏地区と旧沼南地区の利用時間の統一，3時間から2時間へ ※据置項目 ①旧柏地区：逆井運動場放送設備，宮田島野球場・フットサル場，富勢庭球場の照明料金，柏西口第一公園市民プール一般料金 ②旧沼南地区：塚崎運動場野球場一般・庭球場，多目的広場，野球場，各庭球場，大津ヶ丘中央公園市民プール
8	平成26年4月	・全施設使用料平均 <b>21.9%値上げ</b> ・主な内容 1. 旧沼南地区と旧柏地区の料金統一化 塚崎野球場，大津ヶ丘野球場，手賀の丘野球場は，料金据置 2. 会議室，幼児体育室，放送施設等附帯施設についての有料化 ・消費税8%適用 ・指定管理者の提案により料金引き下げ（平均 <b>12.7%引き下げ</b> ）
9	令和元年10月	・消費税10%適用 ・指定管理者の提案により引き下げた料金を条例規定額へ（平均 <b>18%引き上げ</b> ）
10	令和3年6月	・中央体育館アリーナ，観客席冷暖房設備の設置に伴い新規料金設定
11	令和6年4月 （予定）	・全施設使用料原則 <b>10%値上げ</b> ・主な内容 1. 物価高騰等，社会情勢を反映し，全体的な料金底上げ 2. 旧沼南地区と旧柏地区の料金統一化 野球場，少年野球場等において一部改善 3. 一般・生徒料金の負担比率統一化 野球場，少年野球場（柏），体育館個人料金（柏），庭球場，新十余二多目的広場において一部改善